

## 協力企業作業員の負傷について

平成 18 年 1 月 30 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

平成 18 年 1 月 27 日午前 9 時 30 分頃、定期検査中の当所 2 号機原子炉建屋 1 階において、協力企業作業員（2 名）が廃材の入ったドラム缶を台車で運搬していたところ、通路の扉部の段差で台車のバランスが崩れてドラム缶と台車が転倒し、運搬に携わっていた作業員の左足首に台車の手すりがぶつかりました。

（添付「協力企業作業員の負傷状況図」参照）

当該作業員は作業を中断し事務所に戻りましたが、足首の腫れが出てきたので、午前 10 時 50 分頃、業務車で病院に搬送しました。

診察の結果、左足打撲内出血と診断され、通院加療することになりました。作業員は治療後、事務所に戻りました。

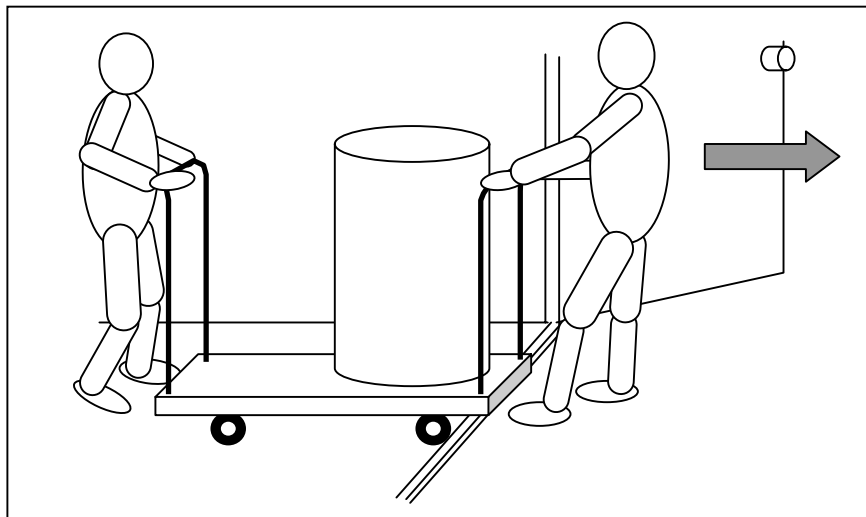
今後、同様の作業を行う際には、扉部の段差に仮設スロープを付けるか多人数で行うとともに、重量物を台車の中心に積載する基本作業を徹底することといたします。

また、今回の事例を協力企業との連絡会の場で関係者に周知・徹底し再発防止に努めます。

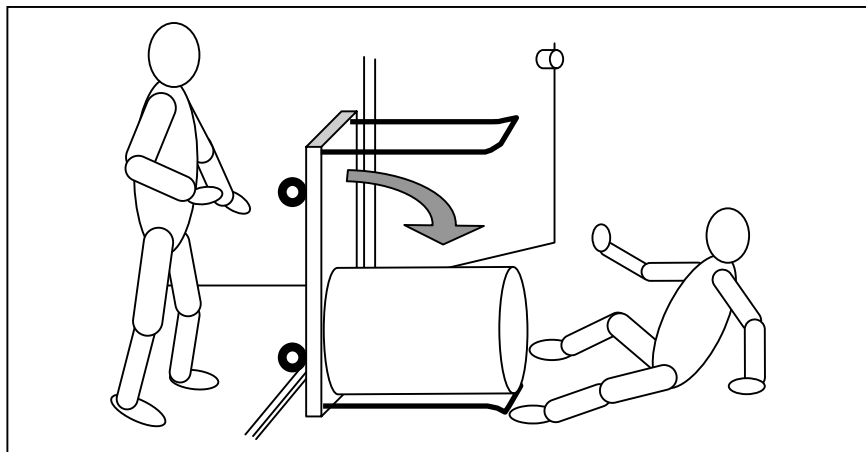
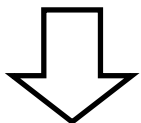
なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における、区分Ⅲに該当するものとしてホームページに掲載したものです。



①扉部の段差を通過する際、引っ張り方向に台車を移動



②台車のバランスが崩れて、ドラム缶と台車が転倒し、台車の手すりが左足首にぶつかり負傷

協力企業作業員の負傷状況図